

平成28年 決算審査特別委員会の記録

決算審査特別委員会

出先審査第2班（浜通り方部）



委員長名	青木稔
委員会開催日	平成28年10月25日（火） 26日（水）
所属委員	2班 （副委員長）紺野長人 （委員）三村博昭 今井久敏 勅使河原正之 円谷健市 山田平四郎 矢島義謙

- ・知事提出継続審査議案第43号：認定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第44号：認定
「平成27年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第45号：可決
「平成27年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第46号：認定
「平成27年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第47号：認定
「平成27年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

（10月31日（月） 企業局いわき事業所）

山田平四郎委員

予算科目の配水及び給水費で補償金として1,000円が計上されているが、これはこういったときに使用する予算か。

次長（総務担当）兼総務課長

支出の見込みがなく、予算科目として計上している。

こういったものを想定しているかは後ほど資料を提出して回答したい。

勅使河原正之委員

資料7ページ、原水及び浄水費の沈澱池ほか清掃委託で540万円が支出されているが、これは人件費か。

また、沈澱池から発生する砂の量はどのくらいか。この砂は売却できると思うがどのような処理をしているのか。

次長（業務担当）

この委託料は人件費と清掃に要する機械の経費である。砂の量については把握していないが適正な処分をしている。詳細を確認して後ほど回答する。

勅使河原正之委員

放射性物質を含んだ側溝土砂は河川の土砂を揚げて中間貯蔵施設へ運ぶものであり、その分を交付金でもらう。沈澱池の土砂は放射性物質を含んでいないと思うが、その確認はしているのか。清掃業務の委託として、砂を揚げて処分していると思うが、資料記載の渡辺エコサービス（株）で処理しているのか。もしくは独自に敷地内にためておいて売却するなどの適正な処理をしているのか。砂の量が多くなければよいが、砂は蓄積して売却できると思う。処理についても教えてほしい。

所長

発生した砂、泥であるが、放射性物質の検査をしている。400 Bq/kg以下のものについては再利用可能なので売却で処理している。8,000 Bq/kg以下のものについては、産業廃棄物として処分している。平成25年度は売却と産廃処理をしている。

次長（業務担当）

沈澱池清掃と同内容の委託事業があるが、当事業所の浄水場から発生した汚泥の放射能濃度を測定して、産廃処分と売却に分けている。昨年度は400 Bq/kgを超えたので産廃処理としている。400 Bq/kg以下であれば売却している。

勅使河原正之委員

平成27年度は処分したのか。

次長（総務担当）兼総務課長

産業廃棄物として委託で処理している。汚泥の処分は処分場まで運搬する経費と処分費に分かれており、運搬費を原水及び浄水費の委託料で、処分費は原水及び浄水費の手数料で支出している。

勅使河原正之委員

原発事故から5年が経過したが浄水に関してさまざまな心配がある。きょうは平成27年度決算審査なので、27年度の沈澱物に対する適正処理について知りたい。放射性物質について400 Bq/kg以下、以上ということもあるが、27年度は沈澱地の沈澱物が何m³あって、どの程度処分に回したのか、25～27年度の一連の流れを表でまとめてもらうことは可能か。

また、28年度についても放射性物質を検査し、400 Bq/kg以下が確認されれば売却を考えているのか。特に27年度についてはどの程度費用がかかっているのか、きちんとした形で整理して提出してもらいたい。

所長

整理して提出する。

今井久敏委員

配水及び給水費の修繕費について聞く。震災以降スピードを上げてやらなければいけないと思うが、繰り越しの理由は何か。

また、契約区分について随意契約、一般競争入札を技術的部分で使い分けていると思うが詳細を聞く。

所長

繰り越した工事については、現時点では完了している。

発注の方法についてであるが、工事は基本的に条件つき一般競争入札で発注している。ただ、当事業所の工事は特殊なものが多く、製作した会社でなければ修繕できないものもあるので、そういったものは随意契約としている。また緊急を要するものも随意契約としている。

また、委託関係については指名競争入札を基本としている。平成27年度は入札不調はなかった。

今井久敏委員

国レベルで問題になっているのは、上水道の老朽化した水道管対策である。県の水道について言えば、平成50年を目途にすると考えていたが、もっとスピードを上げてやっていく、予算化していくことが必要ではないかと思ひ質問した。こういった事業は現在のスピードで限界なのか。

所長

工業用水道の工事計画には今後30年にどういう施設を更新していくかをピックアップした長期計画がある。その計画に基づいて各年度に必要な工事を行っている。

三村博昭委員

資料4ページ、総係費の委託料は当初予算額3,441万3,000円に対し、最終予算額1,092万6,000円であり、3分の1となっている。この差はなぜ生じたのか。

所長

この委託料については、かつて当事業所の工業用水に係る水道管を整備する際に買収した土地で福島県名義になっているところがある。その登記事務を委託するために予算を計上したが、相続等が発生し、現実的には使えなかった。

三村博昭委員

登記事務委託とのことであるが、予算額が3,400万円とは物すごい額の評価である。かなりの面積であると想定されるが、どのような委託を発注する予定だったのか。

次長（総務担当）兼総務課長

委託料3,000万円のうち約2,000万円が登記手続の費用である。買収した土地は、国土調査でまだ実態が決まっていない土地であり、山林の面積は約7万㎡である。予算の段階では2,000万円と見込んでいたが、500万円で登記が完了できる見通しとなり、残額は補正予算で減額した。

山田平四郎委員

資料5ページのたな卸資産購入限度額の決算額は在庫として使用した額か。

次長（総務担当）兼総務課長

平成27年度中にポリ塩化アルミニウムを実際に使った量の額である。

山田平四郎委員

資料3ページに記載の原水及び浄水費の薬品費では決算額が292万6,800円となっているが、ここの関係はどうなっているのか。

また、ポリ塩化アルミニウムの在庫があると思うが、買ったものは資産勘定として計上しなければならないのではないのか。それはどこに計上してあるのか。

次長（総務担当）兼総務課長

棚卸資産として計上されている部分は、企業局の決算書で確認できる。いわき事業所における決算審査資料上は貸借対照表を作成できないので、企業局の決算書である貸借対照表で確認できる。

紺野長人副委員長

委員からの資料請求について2点確認する。

1点目は山田委員から質問のあった補償金の資料、2点目は勅使河原委員から質問のあった委託料の汚泥処理関係の流れ及び年度別の費用と処分量の推移に係る資料である。資料の提出は可能か。

所長

整理次第提出する。

紺野長人副委員長

資料については、明日までに15部提出願う。

（10月31日（月） 水産試験場）

三村博昭委員

放射性物質調査については、農業総合センターに搬入して検査しているとの説明であるが、水産試験場は調査研究機関であるのに、なぜ自前の測定機器をそろえていないのか。

場長

魚介類を含む農林水産物のモニタリング調査は、農業総合センターが一括して測定することになっている。それぞれの試験研究における分析は、本場及び浜地域研究所に設置したゲルマニウム検査器で行っている。

山田平四郎委員

水産試験場の主な事業内容として、放射性物質の調査と水産物の安定供給技術の確立との説明があった。事業実績としては、放射性物質濃度測定や、漁業資源調査、調査船の修繕等との説明があったが、水産試験場を研究機関として考えた場合、先ほど説明のあったホシガレイの技術開発のような事業がもう少し欲しい。

松川浦ではまだ潮干狩りができない。地物で食べられるものは青ノリのとんぷらくらいで、海のものはまだ食べられない状況である。そういった中で、水産物の安定供給を目指す技術開発で現在行っていること、あるいは予算が足りなくてできないこと等があれば聞く。

場長

ホシガレイの試験、研究については、水産種苗研究所が中心になって行っていたが、震災によって被災し施設が使えない状況となった。そのため、応急的な施設を建設し、現在は限られた施設で試験研究を行っている。従前のような予算規模で試験ができない。現在は再開に向けて採卵技術の向上、効率的な生産をするための技術開発を中心に行っている。

なお、ホシガレイは相馬に建設中の水産種苗研究生産施設において、規模を拡大して試験研究及び生産業務を行う予定であり、それに向けた研究をしている。

次に、松川浦における漁業再開、安定供給に向けた技術開発であるが、松川浦の漁場の放射性物質の調査を中心に行っている。これらがアサリ、青ノリに移行しているかを中心に対策を行っている。アサリは海中の放射性セシウムが移行することは認められていない。青ノリについては、青ノリ自体の汚染というより、加工施設における二次汚染、つまり、ちり、ほこりなどが乾燥青ノリの汚染源になっている可能性がある。青ノリ漁業の再開に向けては加工施設の対応マニュアルを含めて研究しながら漁業に対する技術指導を行っている。一つ一つ課題を解決しながら、漁業再開に向けて漁業者の疑問に答えていく。

予算の面では水産種苗研究所の研究機能が回復するまで不自由があるが、相馬の施設が開所できれば全面的に解決し、漁業者の期待にも十分応えられるようになる。

矢島義謙委員

検体の不検出の割合が90%を超えているのは大変喜ばしい。説明要旨に「本格操業に向けた漁業の拡大を支援するとともに、このような研究結果を消費者や流通業者等に広報し、風評の払拭に努めた」とあるが、農産物も含めて、まずは風評払拭が一番重要な課題である。

地元ではある程度認識はあるが、特に県外に出てみると風評被害がまだまだ根強い。福島のもはまだまだ安心できないということがネックになっている。幾ら専門家がこれは大丈夫だ、不検出だと言っても、消費者や業者はまだまだ疑いを持っている。私も関西方面に行くことがあるが、そういったことが常々話題になっている。風評払拭に努めなければ、魚がとれても売れない。そのあたりの予算的な問題についてどう考えているか。

場長

風評払拭については農産物流通課の所掌であるが、我々としても水産業の復興に向けた風評払拭は大変重要な課題だと受けとめており、その対策として、漁業者への広報、消費者への広報、海外への発信という3つの柱があると思っている。

1つ目の漁業者に対しては、毎月開催される漁協組合長会議、または各地区で行われる試験操業の検討委員会といった中で試験やモニタリングの結果を広報している。

2つ目の消費者等に対しての広報であるが、試験場を見学に来るマスコミのツアーや近隣の小名浜魚市場への見学者等に対して、我々が出向きモニタリング結果や水産物の安全性についてPRしている。

3つ目の海外への発信として、最近海外の大学等から来県する方もいるので、その際にはこちらで取りまとめた研究成果について知らせている。

また、国内の試験研究者に対しては、9月23日に北日本漁業経済学会が福島市で開催された際に、モニタリングに関する研究成果の概要について国内の各研究機関に伝えるとともに国内の研究者からの発信を強く依頼した。あらゆる機会を通して風評払拭に向けた情報発信をしていきたい。

今井久敏委員

説明要旨で出荷制限指示がかかった魚種が平成27年度末で当初の44種から28種、28年9月末現在では16種になったとあるが、それでもまだ出荷制限が指示されている魚がある。放射能の影響が見られる魚種の状況や出荷制限が解除された魚

種の特徴について説明願う。

場長

出荷制限指示の魚種は当初の44種から減少傾向にある。最初に解除になったのは汚染度がさほど高くないアカガレイを例とする沿岸部と沖合を行き来する魚種である。次はコウナゴのように世代交代が早い魚種である。翌年に新しい子供が生まれるため、出荷制限が比較的早く解除になった。

なかなか解除にならない魚種は沿岸部にいるカレイ、ヒラメ等である。汚染水が南側に流れたのでかなり汚染度合いが強いものがあった。これらについては放射性物質が排出されるまで、または大きく成長して放射性濃度が薄まるまでの期間を要するため、ここ最近になってから解除が進んでいる。

現在、出荷制限がかかっている16種はなかなかとれない魚種である。国の基準では基準値を超えた地点と同一地点から採取することになっており、それが困難であるため、なかなか出荷制限の解除にならない。この方法についても、国に対して水産課から解除の考え方を整理してもらおうよう要望しており、16魚種についてもそう遠くない時期に解除になるのではないかと考えている。カサゴのようにたまたまとれた魚が基準値を超えてしまうと、もう一度とることはなかなか難しい。こういったものが解除にならずに残っている状況である。

今井久敏委員

汚染物質がどのあたりまで南下しているかが心配である。そういったデータを集めることはできているのか。

場長

汚染物質は北は宮城県まではほとんど流れていない。南は茨城県、千葉県沖あたりまでである程度高濃度のものが流れていると思われるが、どの程度汚染されているかについて、明確にかつ継続的に調査されているのは本県沖だけと思われる。

円谷健市委員

資料11ページ、漁業調査指導費の1億3,000万円についてである。3隻の調査船を使いさまざまな調査をしており、それぞれの調査日数が記載されているが、調査に係る予算が少ないのではないかと。予算的に問題があるのであれば何とかしなければならない。この予算で十分な調査ができているのか。

場長

調査は海の状況に左右されるので、海の状況がよければ調査できるが、天候が悪ければ調査できない場合もある。

ただ、一昨年導入したいわき丸の総トン数がこれまでより一回り大きくなり、多少の荒天でも調査が可能になったことから、従前に比べかなり機動力も上がり、震災前より十分な調査ができている。

なお、現在、漁業指導調査船の拓水が代船建造時期にかかりつつあり、予算要求していく考えである。

(10月31日(月) いわき地方振興局)

勅使河原正之委員

調査資料23ページ、地域創生総合支援事業(サポート事業)について聞く。12件採択されており、交付先は31ページに記載されているが、事業への申し込みは何件あったのか。予算が適正であったのか、少なかったのか知りたい。

また、事業内容としてはイベントが多く、中心市街地活性化事業が少ないようである。地域の課題や魅力ある地域づくりに一生懸命に取り組む団体に対する支援であり、一過性で終わってはならない。平成27年度の結果を受けて、28年度は予算面でどのように反映したのかも含めて教えてほしい。

次長兼企画商工部長

資料31ページの事業着手年月日をごらん願う。平成27年4月1日付が5件、6月以降が6件となっている。年度当初から事業を実施できるよう、前年度末に新年度に向けた募集をかけるが、予算に余裕があったため2次募集を行い、サポート事業を希望する団体は全て採択し、十分な予算のもと事業を実施している。

資料31ページに記載の小川郷駅開業100周年事業のように単発の事業もあるが、地域に根づいた事業となるよう3年間のサポートを通し、地域住民だけで運営していけるよう最大限努力している。

勅使河原正之委員

事業の枠組みはつくったが、なかなか応募がない状況にあるのではないかと感じた。地域づくりに熱心に取り組む団体等に対して、県が応援する事業があることを知らせる広報活動が不足しているのではないかと思うが、どうか。

次長兼企画商工部長

平成27年度の状況は先ほど説明したとおりであるが、28年度も追加で予算を配分してもらい採択している。実績額が確定すると当初の交付決定額より若干の不用残は出てくるが、事業の評判もよく、予算としてはフルに使っている状況である。

山田平四郎委員

今年度の収入未済額は8億5,000万円ほどある。資料49ページの前年度における処理状況調には速やかな滞納処分を実施すると記載されているが、どのような処分を何件実施したのか。また、適切で効果的な徴収対策を実施しても8億円以上の収入未済額が発生している。さまざまな対策を実施しても、このくらいの収入未済が発生してしまうのは仕方がないのか。

県税部長

平成27年度における徴収対策で一番効果があったのは差し押さえの実施である。件数は全体で2,655件で差し押さえにより換価された金額は2,700万円ほどである。現在、収入未済額は8億円であるが、そのうち8割が個人県民税である。承知のとおり、個人県民税についてはいわき市が市民税と県民税を合わせて徴収することになっており、この県民税の徴収対策がこれからの柱になってくる。

震災前に比べると収入未済額はかなり縮減されてきているが、まだ数多くあるため我々としては個人県民税の徴収対策が一番の課題と考えている。現滞計の個人県民税でかなりの未収となっている。徴収率全体で見ると97.2%であり、過去10年において2番目の徴収率である。かなり圧縮してきているが、今後とも圧縮に努めていく。

山田平四郎委員

かなり圧縮しているとのことだが、私の感覚では300億円の売り上げがあっても3%以上の売掛金が集金できないのと同じである。いわき市が徴収して県に払うシステムはわかるが、いわき市には賦課徴収費として約5億円の手数料を払っているのではないかと。手数料を払っているのに、いわき市に強く言えない理由があるのか。

県税部長

徴収取扱費交付金5億円を県から支出している。いわき市における現年分の個人県民税は100億円を超える調定額であり、いわき市と一体となって特別徴収の指定や県の直接徴収を行うため、計画、実績、徴収方法等の徴収方針についてい

わき市と年2回協議し、連携しながら圧縮に努めている。

滞納整理しづらい部分については、県も積極的に引き受け、直接徴収を通じて滞納繰越分の整理に努めている。

今井久敏委員

関連して聞く。震災前と震災後では状況が違うと思うが、特別徴収の割合について、これまでの推移とあわせて説明願う。

県税部長

いわき管内における納税者に対する特別徴収義務者の割合は、平成23年度69.0%、27年度73.8%である。28年5月からはいわき市において特別徴収の一斉指定を開始したので、今年度は80%強になると思う。特別徴収を行うことによって、事業者が給与から天引きし納入してくれることになるので、かなりの未納防止につながると考えている。

(10月31日(月) いわき建設事業所)

今井久敏委員

県営住宅の収入未済については昨年度も指摘されており、処理状況について説明があったが、滞納額の最大は幾らか。

次長

平成28年3月末現在、入居中の方では12月で46万7,967円、退去済みの方では34月で142万4,266円である。この方については、毎月少しずつ返納してもらっている。

今井久敏委員

現年度で370件の収入未済とのことだが、次の手だてとして何をするのか。また、滞納の理由はどのようなものか。

次長

滞納の詳細までは把握していないが、病気にかかっていたり、特別な事情がある場合、また所得に応じて家賃の減免をしている方がいる。また、減免までには至らない方で、収入が低くなかなか払えない方や住居費に回さず生活費に充ててしまう方がいる。そういう方に対しては指定管理者から督促をしているが、それとあわせて7月、11月、2月に家賃納付月間として指定管理者と一緒に行政課の職員が休日等に滞納者の自宅を訪問し納入指導を行うなど滞納額の圧縮に努めている。

平成22年度は滞納額が4,000万円を超えていたが、努力のいかにもあり27年度には3,500万円を切るころまで減らしている。今後とも、督促等を小まめに行い滞納額の圧縮に努めていきたい。

今井久敏委員

調停にかける基準は何か。また、どの段階で調停を行うのか。

次長

総務部長から回答させる。

主幹兼総務部長

調停の対象になるのは、滞納が6月以上または10万円以上の者である。

今井久敏委員

ほとんど大半が6月以上、または10万円以上の方であり、そのような滞納者がごっそりいるとの認識でよいか。

次長

総務部長から回答させる。

主幹兼総務部長

法的措置の対象者は滞納が6月以上、または10万円以上の者となる。

収入未済額の現年度分370件の内訳については、6月以上の滞納をしている入居者もいるが、中には6月未満なおかつ10万円未満の滞納者もいる。内訳について、今すぐ答えられないが、必ずしも370件全てが法的措置の対象になっているわけではない。

今井久敏委員

平成22年度に4,000万円だった収入未済額を27年度3,500万円まで減らした努力は大事なことであり、その努力は認めるが、どこかの時点できっちり整理する取り組みをすべきではないか。人が住んでいる話なので簡単にはいかないことも十分承知しているが、いろいろな意味でもう少しスピードを上げて、最低限、現年度は収入未済が出ないように、ルールを周知するなど何かうまい手だてがないものか。県内のほかの建設事務所と比べて、いわき建設事務所だけが突出して高い状況にあるのか。

次長

徴収率は93.68%で、8建設事務所中4番目であり、県平均よりは高い状況である。

矢島義謙委員

復興公営住宅の件であるが、1,768戸の完了目標のうち、平成27年度に67戸を完成させたとのことだが、進捗率ほどの程度か。また、入居希望者の状況はどうか。

建築住宅部長

復興公営住宅の整備については平成27年度に67戸完成させており、累計で317戸が完成している。これは全体の2割強であり、29年度末に完成させるスケジュールに対してほぼ計画どおりである。

入居については6団地で96.1%という状況であり、ほぼ埋まっている。

山田平四郎委員

さまざまな事情があることを踏まえて聞くが、支出が180億円で繰越額が150億円という状況は普通なのか。人手不足や資材高騰等、いろいろ理由はあると思うが、年度の計画どおりにきちんと実施されているかの観点からするとどうなのか。新年度予算になった際、果たして前年度の繰越分をきちんとできるのか。あるいは新しく組まれた事業計画も前年度からの繰越事業を行うことによって、繰り越しがよりふえてしまうことも考えられる。もしかすると、もともとの見積もりが甘かったなどいろいろ原因はあるかもしれないが、この状況についてどのように考えているのか。仕方がないことなのか。

所長

繰越額が多額であることについては、現在、復旧工事が大型化しており、単年度で完成することがなかなか難しいため、公共工事を継続して行うことが必要であるとの観点から制度を活用して切れ目なく発注することとしている。

なお、当事務所の決算額には計上されていないが、これ以外に本庁執行分の200億円分があり全体で500億円の事業費となっている。

また、平成27年度は集中復興期間の最終年度ということもあり、関係機関と調整を図りながら事業計画の見直しを行い、一部、不用額や繰り越しとしているものもある。それについては、ことしの2月に新しい事業計画を公表し、それに基づき予算を組み執行している。現在は新しい計画に基づき厳密に工程管理をしているので、来年度以降は繰越額、不用額ともに減少していくと考えている。

山田平四郎委員

本県は復興関係もあり国からの予算も認められやすい状況にある。復旧・復興に関しては、地域住民の要望に応える責務がある。できなかったではなく、できる努力をすべきと思う。ことしの2月に新しい計画ができたのであれば、平成29年度に間違いなくできる計画を策定してほしい。要望である。

所長

先ほども述べたとおり、平成28年2月に復旧・復興事業の完了見通しを被災者に公表し工事を進めているので、間違いなくおくれることのないようにしっかりと工事を進めていきたい。

勅使河原正之委員

所長説明要旨に砂防指定地191カ所、地すべり防止区域17カ所、急傾斜地崩壊危険区域が143カ所と記載されており、随分多いと感じる。指定区域よりもその近隣から滑落や落石等の事故が全国で起きていることを考えると、災害が起きてから対応するのではなく、防災対策の充実に予算をかけるべきではないか。集中復興期間の最終年であった平成27年度は、さまざまな災害が起きたが、パトロールなどの災害予防については、どのような予算を計上してきたのか。

企画管理部長

日々のパトロールについては、交通量の多いところは頻繁にパトロールを行うなど交通量に比例したパトロールを実施している。

急傾斜地関係では、施設ができ上がっているところを市町村と一緒に年に1回パトロールしている。崖等、まだ施設ができていない場所もあるが、これについては平成26年度に発生した広島県の豪雨災害を受け土砂災害防止法が改正され、基礎調査を促進することとなった。本庁と協議しながら危険箇所の現場の調査を行い、基礎調査を促進していく。

勅使河原正之委員

後半の説明が非常に重要だと思う。最近ではゲリラ豪雨等、集中豪雨の直後に災害が起きている。崖やのり面の上部などは確認することが難しい。

そこで、ドローンを活用してはどうか。1台当たり20万円程度であり、さほど負担があるわけではない。調査を委託すると、発注業者が調査するまでにタイムラグがある。したがって、みずから行うことが防災上、非常に重要である。ドローンには操縦資格が必要なので、積極的に防災関係職員に講習を受講させ、免許を取らせて崖やのり面等の確認できない部分を防災ドローンで確認し、危ない箇所はすぐ対応する、そのような危機管理が防災上、大事である。ドローンを活用した防災のための予算を積極的に確保すべきである。先ほども述べたが、ドローン購入にはさほど予算がかかるわけでは

ない。操縦資格も今のうちであれば、さほど難しくもない。パトロールする職員に対し、積極的に免許を取らせる等の必要があるのではないか。平成27年度予算を踏まえ、28年度の予算がスタートしているが、そのような考えはあるか。

企画管理部長

パトロールは下からの目線で行うため、上から見ることができるドローンは視点が異なり、さまざまな情報を得られる。また、最近是比较的安価に購入できると聞いている。ただ、現時点でドローンを活用した将来の管理計画は持ち合わせていないのが実態である。

ドローンの活用情報等については国土交通省からさまざま出ているので、それらを参考にしながら導入に向けた検討を本庁と進めていきたい。

勅使河原正之委員

よろしく願う。

三村博昭委員

資料4ページに記載の県営住宅使用料における収入未済額は3,416万9,335円であり、収入歩合は93.7%である。この金額には平成27年度以前に未納となったものも含まれていると思う。それは滞納繰越分としての取り扱いになると思うが、なぜ、現年徴収分として計上されているのか。

主幹兼総務部長

委員指摘のとおり、県営住宅使用料3,416万9,335円の収入未済額には、現年度分のほかに平成27年度以前の過年度分も含まれている。

三村博昭委員

会計制度は単年度主義である。例えば、平成26年度の収入未済額については、26年度滞納分として調定されるべきではないのか。会計制度上、過年度も現年度分もあわせて調定することになっていけばよいが、どうか。

次長

収入未済の内容については、資料17ページに現年度分、過年度分と分けて記載している。

三村博昭委員

17ページの「税外収入の収入未済額及び不納欠損額調」に現年度分、過年度分と区分して記載しているので問題ないという説明か。

次長

各年度の収入は各年度に属するという会計年度独立の原則があるが、収入未済の繰り越しについては、例外として翌年度に繰り越される。そのため、平成27年度の一般会計歳入決算額調には、過年度分と現年度分の収入未済額の合計額が記載されている。会計制度上、問題なく処理している。

山田平四郎委員

所長説明に「ふくしま復興再生道路の事業推進」、「安全な暮らしを支える社会基盤の維持管理と防災対策の推進」とあ

る。実感として、常磐道のいわき・浪江線の朝夕における渋滞がひどい。郡山市在住の私がいわき市の道路事情に口を挟むことはないのだが、きょうの移動中も高速道路のPAで中間貯蔵施設へ向かうトラックが何台も駐車していた。

いわき市民の安全な生活環境を守っていくには、作業員等の車の往来や中間貯蔵施設への輸送本格化などの復興のために、生活に支障が出る道路整備では困ると思う。何とかして解決しなければならない。復興を進めるためとはわかっているけれども、住民の暮らしに影響が出過ぎるのも問題である。問題が起きてから検討するのではなく、あらゆる問題を想定しながら、平以北の道路整備計画を進める必要があると思うが、どうか。

所長

委員指摘のとおり、復興だけでは地域の再生にはつながらない。復興事業とあわせて4つ目の柱に「安全な暮らしを支える社会基盤の維持管理と防災対策の推進」を掲げている。なかなか予算的には厳しいが、着実に進めていく必要があると考えている。いわきから北に向かう道路については、ハード整備で解決することはなかなか難しいため、国道を中心にソフト対策を実施している。具体的には、時間をずらして通勤する、乗り合いをして通勤するなどである。朝夕の渋滞については、地域の方に迷惑をかけている実態があるので、ハードとソフトを組み合わせながら進めていく。

(11月 1日(火) 企業局いわき事業所(追加説明))

所長

昨日請求があった資料について追加で説明する。

まず、配水及び給水費の補償金であるが、これは非常災害の場合の配水管路の復旧等のため、やむを得ず他人の土地を使用した場合等を想定し、予算科目を設けている。過去5年間を調べたところ使用した実績があったので予算計上した。

次に、汚泥等の処分の流れであるが、工業用水道で発生する汚泥は2種類ある。清掃業務で発生する汚泥と浄水に伴い発生する汚泥である。清掃で発生した汚泥は浄水場内の天日乾燥床に搬入するので基本的には一緒に処理する。汚泥の処理方法であるが、清掃時の汚泥と浄水処理時に発生した汚泥を天日乾燥して、処理前に放射性セシウム濃度を測定する。測定の結果、400Bq/kg以下だった場合は園芸業者に売却し、400Bq/kg超8,000Bq/kg未満のものについては産業廃棄物として処理している。また8,000Bq/kg以上のものは指定廃棄物として処理する。

これまでの処理実績であるが、平成25年度は汚泥処分量が524tあった。放射性セシウム濃度は売却可能な129.3Bq/kgだったため売却している。26年度の処分量は261tで、放射性濃度は763.0Bq/kgであり、400Bq/kgを超えたので産業廃棄物として処理した。27年度は905tであり、放射性セシウム濃度は518.7Bq/kgであったのでこれも産業廃棄物として処理した。27年度の決算にはこの処分費が計上されている。今年度分については現在測定中であり、その結果によって対応を決める。発生量については乾燥させて処理するときでなければ確定しないので、処理した量として回答した。

次に、たな卸資産購入限度額について、次長から訂正がある。

次長(総務担当)兼総務課長

昨日の説明に誤りがあったので改めて説明する。

たな卸資産購入限度額の決算額について、平成27年度において使用した量であると説明したが、購入した量の誤りであった。実際に使用した量については営業費用の薬品費に計上している。購入分と使用分の差が在庫量となり、これは受け払い簿により数量を管理している。決算では、在庫分は貯蔵品として企業局の貸借対照表に入れている。

勅使河原正之委員

平成25年度のセシウム量はかなり低いですが、26、27年度で高くなっている。また、処分量にかなりのばらつきがある。こ

れはどういった理由か。

所長

天日乾燥床は3つあり、そのときどきによってそれぞれに入れている。処分するのは年度ごとで、そのうちの1つの乾燥床である。平成25、26年度は1つの乾燥床、27年度は2つの乾燥床を処分した。それぞれ使用した時期はばらばらである。1つがいっぱいになれば隣に入れる。そうしているうちに入れたものが乾燥して体積が減る。そうしたことを繰り返してある程度たまったら処理する形である。使用した時期と処分する時期は必ずしも対応していない。

勅使河原正之委員

安全・安心な水を供給する中で汚泥処分が出てくる。放射性セシウム濃度もだんだん低くなるのかと思ったら、年度でばらつきがあり急に高くなったりする。水道水を売っている立場である企業局としてはその原因の究明、取りまとめをしておくべきであり、汚泥処理に関して、こうだからこうなんだということを市民に説明できるように処分の適正化を図っていくべきではないか。

所長

汚泥の放射性セシウム濃度に関する考察は大変困難であり、我々ができる調査のレベルを超えている。水道水に関しては毎週、放射性物質濃度を測定しており、放射性物質濃度はゼロである。

三村博昭委員

勅使河原委員が指摘しているのはそういうことではない。
利用者、使用者が安心できる状況をしっかり説明するようということである。

山田平四郎委員

放射性セシウム濃度がふえてきているのはなぜか、きちんと説明しないといけない。使用者がそのデータを見たら何だろうということになる。

所長

我々もどんどん情報を公開していきたい。

勅使河原正之委員

原水を取水し、沈澱させて処理するとのことであるが、たまった砂は売れると思っていた。最初は売却できたが、徐々に濃度が高くなってきていることについて、何が原因なのかをきちんと考察して、原因究明に努力すべきである。

結果として、水が安全だからよいということではなく、原水を取水して、その結果発生した汚泥については資料をまとめておくべきである。

(11月 1日 (火) 双葉警察署)

勅使河原正之委員

交通事故は平成26年度に比べて27年度は減少した感触を持っているが、高齢者が被害者、加害者になる割合はどのくらいか。他県では、通学路で車が子供たちに突っ込む事件もあり、特に最近高齢者が加害者になる事故がある。高齢者講習

も実施しているようであるが、高齢者に対する取り組みをどう考えているか。

署長

交通事故については、平成26年度と比べると交通増に伴って物件事故は大幅にふえているが、人身事故は1件ふえただけである。それにはいろいろな理由がある。管内で赤色灯点灯のパトカーが警ら強化しており、それに伴い啓蒙対策ができてきていること、また、車対人の事故が余りないこともある。まだそれほど管内に人が戻っていない状況があるので、どうしても車対車の事故がふえているのが現状で、それも国道6号における追突事故というのが特徴である。そういう意味で物件事故がふえているが、人身事故はさほどふえていない。

次に、高齢者が第一当事者となった事故の件数だが、そもそも統計と呼べるほどの人数がなく、27年度は65歳が第一当事者となった事故が2件、これは26年度と同数である。70歳以上は1件、80歳以上も1件であり、これは前年比でマイナスである。余りにも数が少ないので、特徴とまでは言えないと分析している。

高齢者に対しての指導、交通対策であるが、管内に住所がある方で年齢的にどうしても車の運転がきつくなってきた方については自主返納を求めている。27年度中の自主返納の件数は双葉警察署本署が20人、浪江分庁舎で25人である。年齢別では65歳未満が3人、65～74歳が11人、75歳以上が31人である。あわせて高齢者に対する交通講話等を各老人会等の場において実施している。

田谷健市委員

説明要旨の「県民が不安を感じる犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧」について、「除染作業員等12名を各種犯罪により検挙」とあるが、これはどのような犯罪か。

署長

除染作業員等12名は正確には除染作業員9名、原発作業員3名である。犯罪の内容であるが、原発作業員3名については、業務上過失致死罪が2件、覚醒剤取締法違反が1件である。除染作業員9名については、傷害が2件、暴行が2件、恐喝未遂が2件、覚醒剤取締法違反が2件、大麻取締法違反が1件である。

今井久敏委員

説明の中で「重要窃盗犯の認知件数219件、検挙件数が212件で検挙率は96.8%となり、検挙件数、検挙率を大幅に向上させた」とあるが、大幅に向上させた要因は何か。

署長

この窃盗事件は特徴があり、いずれも帰還困難区域である。誰もが入れるわけではないので、さまざまな犯人が犯行を行っていたのではなく、特定の者が連続して行っていた。その特定の者3名を検挙したため、検挙率が大幅にアップした。

今井久敏委員

サイバーテロについて説明があったが、サイバー犯罪はこの管内で発生しているのか。また、署員にサイバー検定を受けさせ、全署員が検定資格取得を目指しているとのことであるが、どういったレベル、内容の検定なのか。現状で資格を取得している者は何名いるのか。

署長

サイバー犯罪の発生状況であるが、サイバー犯罪は難しい部分があり、パソコンを閲覧できる場所が全て犯罪場所にな

る。犯人がいる場所、被害を受ける場所、閲覧する場所が該当するので、統計上、一概にどこが発生地なのかを特定することが難しいが、平成27年度の当署管内におけるサイバー犯罪の発生はない。

サイバー検定の内容については、初歩的なインターネット用語から始まり、初級、中級に分かれている。現在の取得状況については、職員82名中、検定前は33名が取得しており、取得率は40%であった。検定後は年度末時点で63名が取得しており、取得率は76%となった。

矢島義謙委員

ストーカーの問題が最近頻繁に発生しており、初動捜査のおくれがさまざまな不利益を生んでいる実態がある。表面化している問題のほかに潜在的な問題が多々あると思うが、相談業務についてはどのような実態か。

また、例えば相談を受けた場合、事件に発展する前にどう対応しているかが求められているがそういったことにどう対応しているか。

次に、資料18ページの少年非行防止費の事業実績として、広野中学校生徒による社会参加活動と記載されている。青少年非行を未然に防ぐ、あるいは抑制することについては子供の道徳教育、人間教育が大変重要であると思う。具体的には朝の挨拶運動をしたとのことであるが、ほかに青少年あるいは地元の小中学校に対して日常的にどのような指導を行っているのか。

次に、全国から派遣されている応援部隊には大変活躍してもらっている。私が一番感謝しているのはさまざまな事件に対する捜査、犯罪防止等に尽力してもらっているのみならず、本県での任務後に全国に戻り、風評・風化防止に大いに貢献してもらっていることである。私も全国を歩いている立場なのでよく耳にする。極力そういった方々を継続的に派遣してもらいたいと本庁審査でも話したが、この地域において応援部隊の人数及び活動の内容について聞く。

署長

DV関係の相談については、今までの反省も踏まえ、一番大事なことは組織で対応すること、被害者の安全を第一に考えることとしており、疑いのあるものは全て署長、警察本部に速報している。

平成27年度中にDV、ストーカーの相談があったのはいずれも2件ずつ計4件であり、事案として当署で継続して対応しているのはDV事案が1件、ストーカー事案が1件である。委員指摘のとおり、相談または届け出時点で一步間違えると、取り返しのつかない事件に発展するおそれがあるので、今後も慎重に対応していきたい。

次に、青少年の健全育成の活動については、朝の挨拶運動はもちろんだが、帰還している子供が少ないこともあり、警らの途上で声をかけるようにしている。少年の補導、非行防止も含めて被害に遭わないように警ら等を通じて機会があるごとに声かけをして注意喚起するようにしている。

次に、全国からの応援状況であるが、当署では復興支援係として8名配置している。そのうち6名が兵庫県と北海道から出向している。これは期限つき増員と呼ばれているものである。また、それとは別に特別派遣部隊があり、県内におおむね2週間ごとに全国から応援部隊が派遣されている。当管内では毎日約20台、50名の人員が警戒警らや交通上の要所の監視警戒等の活動を行っている。

矢島義謙委員

中通りや会津と違って除染作業の問題など、浜通り特有の事件、さまざまな問題がある中で苦勞もあると思う。県職員、教職員も同じであるが、警察署員も十二分に心身ともに健康でいられるように、精神的にも互いに支え合っていかなければいけないと思う。署員の相談事などについて、どのように連携をとって未然に問題を抑止しているか。

署長

委員指摘のとおり、特に当署管内は一般の警察署と違うところがある。こういう状況で勤務している関係上、一番の課題はモチベーションをどうやって維持するかである。連携との話があったが、風通しのよい職場をつくるために職員の意見をいろいろ聞いているのはもちろんであるが、当署は双葉本署と浪江分庁舎に分かれており、普通の警察署より連携がとりにくい部分があるので各種訓練、旅行会やレクリエーションを一緒に行ったり、署員有志が集まりフットボールクラブなどを結成して互いに交流している。被災地を支えるという強い使命感が一番大事だと思っているので、それを失わないように幹部としては注意している。

三村博昭委員

自転車運転者講習手数料について説明願う。

署長

平成27年の道路交通法改正により違反者に対して講習をすることになった。その講習に係る手数料である。

三村博昭委員

自転車は誰でも自由に乗っている状況にあるが、あえて手数料条例を設けて徴収する目的は、講習を通じて違反者へ指導することで、自転車にもルールがあることを知らしめる視点だと思うが、現在どのくらい件数があるのか。

署長

当署管内では今のところない。

(11月 1日(火) 相双地方振興局)

勅使河原正之委員

局長から「6月から7月にかけては、葛尾村、川内村及び南相馬市の避難指示が、帰還困難区域を除き相次いで解除された。しかしながら、今なお多くの住民が避難生活を余儀なくされており、避難指示が解除された市町村においても住民の帰還が進まない」と説明があった。そういう中で、サポート事業は非常に有効な事業であり、南相馬市の団体が幾つか採択されている。避難している方の帰還を促す事業等への補助だと思うが、平成27年度の事業結果をどのように評価し、28年度にどのようにつなげていくのか。

次長兼企画商工部長

サポート事業については、南相馬市の団体を3件採択した。いずれも帰還促進のためにイベントを開催し、にぎわいを取り戻そうと地域の方が取り組んだものである。小高で開催した「オカエリ夏祭り in 小高2015」は多くの来場者でにぎわったとのことであり、イベント開催時は振興局職員も現地へ出向き確認等を行っている。

サポート事業は3年間補助することができるので、団体が次の段階に進むことができるよう、振興局としても引き続きフォローしていきたい。

勅使河原正之委員

事業の成果があったと考えてよいか。

次長兼企画商工部長

事業実施により地元に戻りたいという気持ちになった方や、イベントが新聞等で報道されたことで帰還促進につながり、非常に成果があったと考えている。

山田平四郎委員

局長説明において、ふくしまDestinyキャンペーン（以下「DC」）にも触れていたが、調査資料14ページの観光費—委託料の支出内容について説明願う。

次長兼企画商工部長

委託料の支出内容であるが、ふくしまDCにおける道の駅マガジンへの広告掲載やチラシ作成、英語版のチラシ作成等を委託で実施したほか、原ノ町—相馬駅間を甲冑を着て列車に乗車する甲冑列車イベントを実施した。

また、管内にはパークゴルフ場も多いので、そういった資源を活用した復興ツーリズム事業を行ったりマップを作成した。作成したチラシやパンフレットはオープン後1年もたたないうちに100万人が来場した人気のサービスエリアである「セドッテかしま」等で配布し、相双地域の魅力を発信するなど、交流人口の拡大に努めた。

山田平四郎委員

DCはプレ、本番、アフターと3年にわたり展開した。各地域で作成したチラシやパンフレットをプレDCの段階で精査し、本番用キャンペーンの総合パンフレットやチラシ等にも盛り込むべきだったのではないかと思うが、どうか。

また、観光に来る方は何種類ものパンフレットやチラシを持ち歩くより一つの物を持ちながら観光したほうが楽である。プレDCの時点でパンフレット等を作成したと思うが、なぜ、それらの情報を本番用のパンフレット等に盛り込まなかったのか。

次長兼企画商工部長

作成したマップ等は、相双地方独自のものであり、全県用として作成したものではない。常磐自動車道が昨年3月に全線開通となったことに伴いマップを作成した。

山田平四郎委員

相双地域の海の資源は本県の観光にとって大きなものである。農林水産部と連携しながら、一日でも早く相双地域に観光客が戻るよう頑張してほしい。

プレ、本番、アフターDCも終了したので、これら3年間の反省を踏まえ、しっかり取り組んでほしい。

今井久敏委員

局長説明において、県税収入が伸びているとの説明があった。市町村との連携によるものだと思うが、特別徴収の割合と展開方法について聞く。

県税部長

相双管内における特別徴収と普通徴収の割合は半々程度であり、特別徴収が若干多いくらいである。給与所得者に占める特別徴収は平成26、27年度ともに68%である。

ほかの管内では会津が27年度から特別徴収の一斉指定を開始し、それ以外の県北、県中、県南、南会津、いわきについては今年度から特別徴収への切りかえをお願いしている。また、隣接するいわき市、福島市に当管内の住民が勤める事業

所があることから、特別徴収の一斉指定による影響で今年度の特別徴収の割合は7割を超えてきている。なお、正確な数値については、毎年1月に税務課及び市町村財政課において統計をまとめるため、今手元にはない。

相双管内では29年度から新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村の4市町村で特別徴収の一斉指定を開始することが決定しており、来年度になれば、これらの地域では8割を超えると思う。

矢島義謙委員

局長説明で、緊急雇用創出事業の活用により延べ1,780名の被災者が雇用されたとあるが、求職者はどの程度いたのか。

次に、小中学生を対象に企業のものづくりを体験するイベント等を開催し、将来の産業人材育成を図ったとのことだが、特に相双地域の子供たちには心のケアや復興に向けての夢や希望を与えることが大事ではないかと思う。また、それが復興の起爆剤になるのではないかと考えている。平成27年度に実施した事業を今後どのように発展させ、子供たちの育成に結びつけていくのか。

次に、DCも盛況のうちに終わったが、観光関連事業は一過性で終わってしまっはいけない。観光客に何度も訪れてもらえるようなさまざまな企画をつくることが大事である。相双地域の観光資源を生かした魅力づくりが必要かと思うが、どのように考えているか。

次長兼企画商工部長

平成28年9月における当管内の有効求人倍率は県内で最も高い1.93となっている一方で、人材確保という課題を抱えている。今後はその課題に向けた対応をしていかなければならないと考えている。

次に、「相双子ども科学祭」については、当管内はものづくりが盛んな地域であること、県が力を入れている航空宇宙産業等の集積が県内でも一番高い地域であることなどのバックボーンを踏まえながら、子供のときから科学、ものづくりに親しんでもらおうと企画した。科学実験体験では、高校、大学や民間企業と連携し6ブースを設置し、地元企業によるものづくり体験では12ブースを設け子供たちに体験してもらった。また、防災キャスターを招き、身近な物を使った科学実験を行う「わくわくサイエンスショー」や「ドローン飛行見学会」などを実施した。

当管内には今後、ロボットテストフィールドなどイノベーション・コースト構想にかかわるさまざまな拠点施設ができるので、子供たちに触れてもらい、ものづくりのすばらしさを体験してもらうことで将来の産業人材育成に取り組んでいるものである。ことしも内容を少し変え、12月に実施する予定である。

最後に観光についてである。相双地域には今後、ロボットテストフィールドや双葉町、浪江町にアーカイブ拠点施設、復興祈念公園などができるため、そういったものを中心に復興ツーリズムでこの地域に来てもらい、復興している姿や震災の状況を実際に見てもらい取り組みについて検討を進めていきたい。

矢島義謙委員

まずは相双地域に全国、世界から来てもらい、現状を理解してもらうことが大事である。それが風評・風化防止につながり、福島が安全だということを目の当たりにしてもらうことによって、さらに多くの方が福島を訪れることにつながると思うので、よろしく願う。

三村博昭委員

資料2、3ページの税収関係について聞く。県税は97.9%と98%に近い高徴収率であるが、個人県民税の滞納繰越分は29.2%である。また、法人県民税の滞納繰越分は58.5%、個人事業税の滞納繰越分は54.6%、不動産取得税の滞納繰越分は12%である。ここに示されている滞納繰越分は震災以前のものなのか、震災以降のものなのか。震災以降のものである場合、滞納者は被災者が多いと思われるが、その状況と対応について説明願う。

県税部長

個人県民税の収入未済額については、平成22年度が7億2,000万円ほど、23年度6億4,300万円、24年度3億7,600万円、25年度2億9,900万円、26年度2億8,800万円、27年度2億7,400万円と少しずつ減っており、復旧・復興業務に人員が取られる中で、市町村職員による徴収努力があらわれている。

不納欠損額については、震災直後は差し押さえる財産等がないため処分停止を行い、停止から3年経過した26年度の3,300万円がここ数年のピークであり、相馬市、南相馬市を中心に大分滞納整理ができたと考えている。

27年度の不納欠損額は2,200万円ほどであり、震災前から滞納繰り越しとなっていたものは大分整理されたと考えている。

三村博昭委員

震災で被災し困難な状況に陥った方がたくさんいると思うが、この数字を見る限り、例えば不動産取得税の滞納繰り越しの徴収率は12%である。不動産取得税の性格からすれば12%という数値はどうかと思うが、現実的に徴収が不可能であればやむを得ない状況であると思う。こうした低徴収率であることを鑑みれば、税に対する優遇措置というか、不動産の処分ではなく税負担の軽減措置なども被災者に対する配慮の一つかと思うが、そうした滞納者に対する軽減措置の考えはあるのか。

県税部長

委員指摘のとおり、相双管内においては東日本大震災及び原発災害の影響により今もなお多くの方が避難している。双葉郡の町村については、個人住民税は所得の割合に応じて減免措置をしている。県税部としても避難者への十分な配慮が必要と考え、特に双葉郡や避難指示が出されている地域の滞納者、あるいは被災事実がある被災者、自主避難を含めた避難者等については、差し押さえ等の強制処分は控えている。

そういう状況の中、相双地方振興局としては滞納者を直接訪問する、あるいは電話、文書による催促、振興局に来てもらった際には庁内で個別相談を行う等、自主納付の促進に取り組んでいる。生活再建、事業再開に向けて、納期内に納めることが難しいとの相談があれば徴収猶予などの緩和制度を講ずるなど、滞納整理に当たっては被災者に対して十分な配慮をしている。

円谷健市委員

資料28ページの小規模事業経営支援事業費補助金の補助先は各商工会であるが、商工会によっては地元ではなく避難先の市町村で活動している団体もあると思う。交付した補助金は商工会の運営に使われているのか。

次長兼企画商工部長

商工会における補助金の支出内容としては、事務局長設置費や職員の旅費等、商工会を運営する事務経費である。商工会議所についても、経営指導員や補助員が配置されているため、そういった方の人件費として支出されている。

また、大熊、双葉、富岡、浪江町については、別の場所へ移転して活動しており、そういったことも含めて当該補助金により運営費を補助して円滑な事業執行に努めている。

円谷健市委員

各商工会では国の緊急雇用創出事業等を活用しながら職員を採用していたが、その制度も平成27年度で終了したと認識しており、避難している商工会も含めて運営していただけても大変厳しい状況にあると思う。国の緊急雇用制度がなくな

ったが、県独自の補助制度など相双地域における状況はどうか。

次長兼企画商工部長

平成28年度までは原子力災害対応雇用支援事業の復興支援員として商工会連合会を通じて各商工会に配置されており、その方が事務に携わっている。こちらについては、震災対応業務として配置されていると聞いており、震災後、通常より業務がふえているため制度を活用しマンパワーの確保に努めている。

29年度以降については、本庁において国と協議調整していると思うので、その結果を踏まえ対応していきたい。

山田平四郎委員

資料37ページに記載されている狩猟免許更新手数料、狩猟者登録手数料等が平成26年度に比べ大幅に増加しており、これは免許更新者や新規狩猟者がふえているからだと思う。各地域で鳥獣被害が増加している一方で、狩猟者がふえない現実があり非常に困っているが、相双地域で狩猟者がふえた要因は何か。

県民環境部長

平成27年度は狩猟免許の3年に1度の更新時期に当たっており、件数が大幅にふえている。更新分を除くと、平年並みの件数となっている。

委員指摘のとおり、当管内においてもイノシシなどが非常にふえており、イノシシを捕獲するための狩猟者確保については、試験回数をふやす、狩猟免許を新規に取得する方に対しては講習代金を補助するなどしている。

山田平四郎委員

相馬市にイノシシの焼却施設が完成し年間600頭程度処分できるようになったが、焼却施設ができたことにより、捕獲後の処分に役立っているか。

県民環境部長

相馬方部衛生組合の有害鳥獣焼却場が完成したことにより、新地町、相馬市については、これまで埋設処分していたイノシシを計画的に焼却処分できる体制が整った。新地町、相馬市以外の市町村については、双葉地方広域市町村圏組合の南部衛生センターで焼却しているが、焼却を行っていない地域では、市町村の所有地に埋設処分しているのが実態である。

(11月 1日(火) 相双家畜保健衛生所)

勅使河原正之委員

広域な管内を定期的に巡回し、立入検査や管理指導を行っているとのことだが、どの程度の頻度で行っているのか。

また、所長、次長を含めて7名という体制でなかなか大変であると思うが、資料には通常業務の計画的な実施により超過勤務の縮減を図ったと記載されている。これから帰還者がふえることを想定すると、定期的な巡回指導はどの程度の頻度で行うべきと考えているのか。また、移動手段を含めて巡回に係る経費は幾らか。

所長

管内の農家戸数は百数十戸あり、職員7名のうち獣医師6名で巡回している。病気の発生状況にもよるが、全農家に対し1年に1回は立入調査をするようにしている。

鳥インフルエンザ等の重大な疾病については、100羽以上を飼養する17戸に対して、特にこれからの季節である冬場が

危険な時期であるため、発生防止の対策ができているかどうか頻回に立入調査を行っている。

移動手段については、公用車で手分けしながら巡回している。

勅使河原正之委員

公用車は何台か。

所長

3台である。

円谷健市委員

概況説明要旨2ページの中ほどに旧警戒区域内の平成26年度の家畜対応状況が記載されているが、27年度はゼロということか。

所長

現在も旧警戒区域内における飼養家畜及び放れ畜の捕獲等を行っているが、平成27年度は死亡家畜、安楽死はなかった。

(11月 2日(水) 相馬東高等学校)

勅使河原正之委員

高等学校費の教職員費、高等学校指導費にそれぞれ旅費が計上されている。教職員費の旅費は学校医、歯科医等の旅費で、高等学校指導費の旅費はスクールカウンセラー及びインターンシップの旅費と理解してよいか。また、旅費の積算基準を教えてほしい。

ホームページは随時情報を更新しているとの説明があったが、この経費と更新方法について教えてほしい。

事務長

基本的に旅費はそれぞれの項目に入ることになる。まず事務局費であるが、非常勤嘱託員及び産業医に旅費はなく、報酬と社会保険の共済費が入っている。高等学校費の教職員費には、非常勤講師5名、学校医、歯科医の委嘱の報酬、教職員の旅費が入っている。生徒指導費はスクールカウンセラー1名の諸経費であり、報酬、社会保険料等を計上している。また、外国語指導助手の報酬、旅費関係の予算を外国青年語学指導費に計上している。8月から新しく赴任したので初期経費が若干含まれている。

教頭

校内LANシステムの更新については、各担当教師がデータを作成し、それをほかの教師間で共有している。校内LANシステムとしては、サーバー機器のメンテナンスが必要になる。そのほか、総合学科はクラスごとの授業ではないため、生徒の成績の判断等は県の成績評価のシステムを導入している。そのシステムについてもメンテナンスが必要になる。

ホームページの更新であるが、なるべくリアルタイムで保護者、地域の住民に情報提供するため、ホームページを見やすい形で随時リニューアルを加えながら更新している。

勅使河原正之委員

予算科目で旅費が目的別に分けられているのはよくわかるが、問題はさまざまところから旅費が発生することである。

その対象職員の職種は大体わかった。旅費は自宅から学校までの往復費を計上していると思っていた。積算基準については、本庁のように距離掛ける幾らというものがあると思うが、その基準を確認したい。

ホームページはサーバーメンテナンス委託のほかに、教員が資料を集めて業者に作成を依頼しているのか。あるいは、教員が独自にホームページを作成し、情報発信しているのか。委託している内容と教員が行っている部分の役割分担を聞きたい。また、平成27年度におけるホームページ関連経費について説明願う。

事務長

旅費の積算基準は、基本的に本庁の基準と変わらない。学校出発の用務であれば学校からの旅費、自宅から直接行く場合であれば自宅からの計算となる。私有車であれば私有車の運転距離の金額になり、交通手段に合わせてそれぞれの基準で支払っている。

教頭

ホームページ作成の委託料は発生していない。委託料として発生するのは保守点検経費だけである。教諭が随時、自分たちで資料をホームページにアップする形である。

矢島義謙委員

非常勤講師5名を委嘱しているとのことだが、非常勤講師はどういう立場でどのような授業をしているのか。さまざまな分野での指導があると思うが、非常勤講師の役割を教えてください。

また、生徒指導費のスクールカウンセラー、これは一番大事だと思っているが、生徒がいろいろな問題を抱え、心身の障がいを持つ生徒も数多くいる。特に浜通りは原発の問題もあり、心が不安定になっている子供がたくさんいる。私もそういった仕事をしているので、かなりの相談が持ち込まれる。スクールカウンセラーが現在相談を受けている内容、件数をどのように把握し対応しているか。

次に、教職員にもいろいろな問題が発生している。さまざまなストレス、心配の中で心身ともに疲弊している。そういった相談に関しては外部の講師を頼むなどの相談体制をとっているところもあるが、問題の解決に向けてどのような対応、役割分担をしているか。

校長

非常勤講師は本校の教員、常勤講師だけでは時間的にカバーできない部分の時間講師、また、本校は総合学科がある関係上、特別非常勤講師として中国語の先生を招致しており、そういった部分で講師を頼んでいる。

教頭

スクールカウンセラーは県の事業で1名配置している。相談件数だが、いろいろと悩みを抱えている生徒がたくさんいるので、かなりの件数になっている。手元に詳細な件数の資料はないが、スクールカウンセラーには1日6時間来てもらっており、その中で平均して4名、多いときは5～6名の生徒あるいは保護者、または教諭が生徒の状況について相談している状況である。全体的には100件近くになると思う。相談があった後は必ず教員とスクールカウンセラーで情報を共有している。

教員の問題の予防に関してであるが、スクールカウンセラーに教諭向けの講習をしてもらっている。生徒向けにも外部講師を呼んで前向きに考える講習をしたり、専門家から物事の考え方について研修をしてもらったりと、よりよい生活ができるように生徒、教員に対して研修を取り入れている。

相談内容として一番多いのは人間関係である。人間関係の中には生徒同士のものも多いが、家族に関する相談も結構な

数を占めている。

今井久敏委員

災害共済給付金の支出で1件43万1,214円とあるが、内容を聞く。

次に、連携型中高一貫教育の説明は大変興味深い。すばらしい取り組みである。連携先の5つの中学校、そのうち1校は来年廃校になるようであるが、連携先を5つとしたのはいかなる理由か。また、その中学校を選んで中高一貫としたときの地域の評価、保護者の評価でもよいが、どのような声があるか。できれば生徒の満足度も聞きたい。

校長

給付金については、部活動の試合中に骨折した生徒がおり、43万円の高額となった。ほかは捻挫による通院等であり、数千円台の支払いで済んでいる。

中高連携型の一貫教育については、既存の市町村立の中学校と県立高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で実施するものである。本市以外では、埴町の埴中学校と埴工業高校、南会津町の田島中学校、檜沢中学校、荒海中学校と田島高校、富岡町の富岡第一中学校、富岡第二中学校と富岡高校がある。本校の場合は、相馬市内にある5つの中学校と行っている。

通常の中学生の授業に本校の生徒が出向くほか、サマースクール、ウインタースクールとして、中学生が夏休みの2日間、冬休みの1日間、本校で英数国の3教科の授業を行っている。私も国語の教師として毎回授業を担当し、中学生を相手に教えている。中学生の感想を見ると、サマースクール、ウインタースクールについては、高校の教室で高校生の授業を受けるため緊張感もあり、自分の将来について勉強しなくてはいけない等の感想が寄せられている。中学生には非常に好評だと思っている。

今井久敏委員

大変有意義な取り組みだとは思いますが、進学率等には反映されているのか。

校長

非常に難しい質問である。率直に言って、地区内における大学進学については相馬高校の印象が強い。本校に難関大学を目指している生徒が入学してくるかといえばなかなか難しい。また、当地区は高等学校の進学先の一つとして仙台市が選択肢に入るため、いかに子供たちの目を地元に向けさせるかが大きな課題である。

特に、12月には常磐線が仙台駅まで開通するので、仙台市に行きたい子供たちに対し、地元の高校の魅力を伝え、地元に進学する子供を多くしていかなければならないと考えている。

(11月 2日(水) 相馬港湾建設事務所)

勅使河原正之委員

平成27年度は集中復興期間の最終年度ということで適正な積算及び予算の執行が求められているが、一般会計、特別会計を見ても繰越額が随分多い。事故繰越なのか、継続性を考慮し明許繰越にしているのか、繰り越しの理由等について詳しく説明願う。

所長

繰り越しの主な理由であるが、港湾、漁港工事については施設を利用しながら復旧工事を進めており、どうしても利用

者との調整が必要となり、それが原因で繰り越しとなる工事がある。また、委員指摘のとおり、発注単位が非常に大きい
ため切れ目なく工事を発注、施工する観点から繰り越しの制度を一部活用しているところもある。

勅使河原正之委員

説明を聞く限り事故繰越はなさそうであるが、発注時期の問題等も含め適正な積算及び予算の執行を心がけてほしい。
確認であるが、一般会計、特別会計においてはそれぞれやむを得ない理由で繰り越さざるを得ない状況にあったという
ことでよいか。

所長

大半の工事がそのような状況である。

山田平四郎委員

相馬港の利用状況について、石炭の取扱量はふえたが、コンテナ航路は平成26年から取り扱いがなくなり荷主企業への
訪問活動などを実施しているとの説明があったが、実を結んだ成果はあったか。

所長

平成26年度から取り扱いがなくなったコンテナ貨物については、各企業等々を訪問しているが、相馬港に戻る状況には
至っていない。一方、震災前に使用し、その後中断していた米やスクラップのばらの貨物については、相馬港に戻っても
らえる見通しが立ってきた。コンテナについての見通しは立っていない。